

沿岸域情報提供システム(MICS)

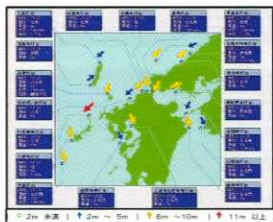
沿岸域情報提供システムでは、灯台で観測した最新の気象状況や海上工事・作業の情報、灯台からのライブカメラ映像、また潮汐や航行警報など地域に密着した沿岸域情報提供業務を行っています。

ホームページアドレス：
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/senzaki/>
 携帯電話サイト：
<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/senzaki/m/index.html>
 テレホンサービス：TEL 0837-26-5177

携帯QRコード ⇒



インターネットホームページによる情報の提供



ライブカメラ映像

携帯電話サイト



沿岸域情報提供システムに関する問合せ先
 仙崎海上保安部 交通課
 〒759-4105 長門市仙崎1026-2
 TEL0837-26-3168

遊泳場



海水浴の近くで走行すると、遊泳者が衝突の危険を感じるなど、大変不安になります。また、海浜に四輪駆動車等を取り入れての水上オートバイの出し入れや、四輪駆動車で砂浜を走り回るのも、他の海浜利用者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

潜水漁



沿岸近くを水上オートバイが走行すると、水中で潜水漁を行っている漁業者と衝突する可能性があります。大変危険です。

騒音注意



民家の近くでは騒音に十分気をつけましょう。

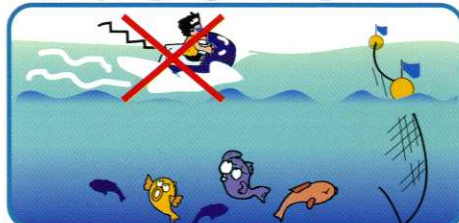
徐 港内等

※許可なく漁港及び港湾施設を利用することはできません。



港内をはじめ、他の水上オートバイや船舶が航行する海域では、徐行するなど十分注意して航行しましょう。

定置網漁



定置網やその他魚網の近くを走行すると、水上オートバイから発生する水中騒音等の影響で魚が近寄らず、漁獲の減少など大きな経済的被害も発生しています。

航行時の遵守事項

違反した場合、過去1年間の累積違反点数が5点（過去3年以内に行政処分を受けると3点）を超えると、6ヶ月以内の免許停止または戒告の行政処分が課せられます。



- 酒酔い操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- 危険操縦の禁止（各違反点数3点 死傷を伴う場合6点）
- ライフジャケット等の着用（違反点数2点 死傷を伴う場合5点）



ルールとマナーを守りましょう

海浜安全ガイド

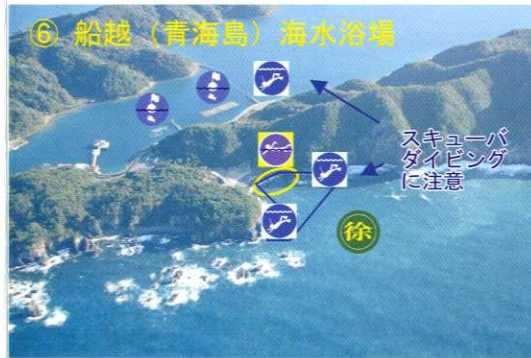
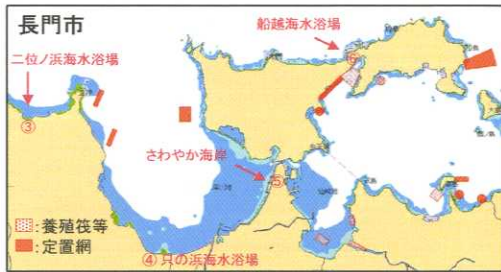
緊急連絡先

- 海の事件・事故……………118
- 警察への事件・事故……………110
- 火事・救助・救急車……………119



仙崎海上保安部
 萩海上保安署
 第七管区海上保安本部





注意
 平成21年9月1日小型船舶等による危険な行為の規制に関する山口県条例が施行され、遊泳者等の付近で急転回、縫航、疾走等禁止行為をした人は、50万円以下の罰金又は料料に処せられます。

安全航行のポイント

- ◆見張りの励行！
- ◆出港前点検の励行！
- ◆気象・海象の把握！

自己救命索のポイント

- ◆ライフジャケットの常時着用！
- ◆連絡手段の確保！
- ◆海のもしもは118番！